

## 福祉サービス第三者評価結果報告書

## 1 評価機関

名称	公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
所在地	鹿児島市鴨池新町1番7号 社会福祉センター5階

## 2 事業者情報【2022年11月4日現在】

事業所名称： 奏の丘 (施設名)	サービス種別：指定生活介護事業所
開設年月日：平成26年8月1日	管理者氏名：施設長 久木元 御千子
設置主体：社会福祉法人 常盤会	代表者役職・氏名：理事長 久木元 司
経営主体：社会福祉法人 常盤会	代表者役職・氏名：理事長 久木元 司
所在地：〒899-2701 鹿児島県鹿児島市石谷町1653番地1	
連絡先電話番号：099-295-6571	FAX番号：099-295-6572
ホームページアドレス： <a href="http://www.tokiwakai.com">http://www.tokiwakai.com</a>	E-mail：kanade@tokiwakai.com

## 【利用者の状況】

定員	40名	利用者数	45名
----	-----	------	-----

## 【職員の状況】

職種	勤務区分				※常勤換算	※基準職員数
	常勤(人)		非常勤(人)			
	専従	兼務	専従	兼務		
施設長	1				1	
サービス管理 責任者	1				1	1
生活支援員	16		6		19.7	13.4
栄養士	1				1	
看護職員			1		0.1	0.1
機能訓練指 導員			1		0.1	
嘱託医			1		0.1	
前年度採用・退職の状況			採用		常勤 5人	非常勤 1人
			退職		常勤 5人	非常勤 3人
○常勤職員の当該法人での平均勤務年数					4.7年	
○直接処遇に当たる常勤職員の当該法人での平均勤務年数					2.6年	
○常勤職員の平均年齢					29.4歳	
○うち直接処遇に当たる職員の平均年齢					27.8歳	

### 3 理念・基本方針

#### 【法人理念】

- ・ 地域の方々の社会福祉支援を目的に誠心誠意のサービスを行います。
- ・ 地域の方々が安心、快適にご利用いただける社会福祉サービスを行います。
- ・ 全ての職員は、倫理理念を遵守し専門性を高め地域社会の一員として社会福祉の充実を目指します。

#### 【基本方針】

- ・ 利用者の基本的人権を尊重し、受容と傾聴を基本に心に寄り添う支援、自らの力を生み出せる支援を実践します。
- ・ 利用者への権利擁護の意識を強く持ち、より専門的な支援ができるようスキルアップに努め、地域に目を向けた福祉活動を実践します。

### 4 施設事業所の特徴的な取組

#### 【運営方針】

- ・ 法人の理念及び中長期計画に則った事業所経営の推進
- ・ 利用者家族や地域との密接な連携と信頼関係の構築
- ・ 医療・保健・教育・福祉等の関係機関との連携
- ・ 第三者評価基準に即した質の高い専門的な福祉サービスの提供
- ・ 各ガイドラインに基づくサービスの分析と改善
- ・ 経営目標の数値化と収支バランスの取れた事業所運営

### 5 第三者評価の受審状況

評価実施期間	2022年6月24日（契約日） ～2022年12月27日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（令和元年度）

## 6 評価の総評

### ◇特に評価の高い点

- ・奏の丘は第三者評価を定期的に受審し、受審結果を踏まえた自己評価を取り入れることで、常に福祉サービスの向上を目指した事業運営を行っています。特に利用者の権利擁護を意識した取組を組織的に行っている点は高く評価されます。
- ・法人の理念、基本方針は、事業所の事業計画、広報誌、ホームページ等に明示されています。また、連絡アプリを活用した家族への情報発信にも取り組まれています。
- ・組織として求められる職員像は「求められる職員のあり方」として明示されています。「人事考課表」を活用した、職員一人ひとりの目標管理が行われており、管理者との定期的な面談で評価と見直しが行われています。
- ・奏の丘では、利用者の障害特性や相性に合わせて3つのグループ編成が行われており、写真やイラストを活用するなど、利用者が目的や役割を持って過ごせるよう工夫され、利用者の自己決定を尊重するエンパワメントの理念にもとづく支援に取り組む基本姿勢がうかがえます。
- ・ホワイトボードに1日の行動予定表を掲示する「時間の構造化」が支援の中に取り入れていましたが、グループごとに空間を分ける「空間の構造化」も取り入れられています。また、意思表示が難しい利用者等が日中活動を自分で選択・決定ができるように、日々の行動予定表に写真やイラスト等のカードを用いるなど、コミュニケーション能力を高める訓練を含め、本人の意思をくみとる配慮がなされています。カードはグループや個人ごとに選択内容や大きさを変えるなど利用者が使いやすいような工夫・配慮がなされています。
- ・「生活把握シート」を家族に記入してもらい家庭での利用者の様子を可視化し、把握することで支援方法の検討・見直しに活かすだけでなく、家族支援にもつなげています。また、利用者一人ひとりの状況に応じて、自律・自立に配慮した個別支援に取り組んでいます。

### ◇改善を求められる点

- ・改善を求められる点は特にありません。

上述のとおり、利用者の意向を尊重しながら利用者の主体的な活動の発展を促すような支援への取組を継続して取り組まれることを期待します。

## 7 第三者評価を受けての感想

第三者評価の受審は3回目になりますが、前回の受審結果を基に改善すべき事項を上げ、基準達成にむけて職員それぞれが役割分担しながら計画的に取り組んで参りました。

今回の受審で利用者の障害特性にあわせた活動や作業面での工夫、意思表示が難しい方が選択・決定できるための取り組みを評価して頂いたことは職員の励みになるものと思います。また、医療的支援や利用者の社会参加の取り組み等の課題も見えてきました。課題を検証し改善にむけて計画的に取り組んで参ります。

今後もサービスの質の向上を図り、利用者に満足して頂ける福祉サービスを提供できるよう取り組んで参ります。

## 8 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。